

感染症の予防対策と欠席した際の取り扱いについて(お願い)

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が法律上の5類感染症に移行されて間もなく2か月となりますが、本校や近隣の小中学校において発熱や咽頭痛等による欠席者が増加傾向にあります。また、全国的にも新型コロナウイルス感染症は増加傾向にあることや、他の感染症も例年より増加しているため、今後の感染拡大が懸念されています。そこで、学校では下記の感染症予防対策を実施していきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1. 予防対策として

- ① 家庭との連携による生徒の健康状態の把握
- ② 適切な換気の確保
- ③ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

2. インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した際

①出席停止期間について

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症は、出席停止期間が定められています

インフルエンザ	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、 <u>解熱した日</u> ^{*1} の翌日から2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、 <u>症状が軽快した日</u> ^{*2} の翌日から1日を経過するまで

(※1) インフルエンザの解熱した日とは? … 平熱近くまで熱が下がり、再び熱があがることなく過ごせた日

(※2) 新型コロナウイルス感染症の軽快した日とは? … 平熱近くまで熱が下がり、再び熱があがることなく、咽頭痛や咳等の呼吸器の症状も改善傾向にある日

*症状が回復しない場合は、再度受診をしてください。

*新型コロナウイルス感染症の場合は、出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。

②「登校連絡票」について

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症ともに、同一の書式となった新しい「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校連絡票」を学校のホームページに掲載いたします。登校再開の際にはダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、担任までご提出ください。なお、ダウンロードができない場合は学校からお渡しいたしますので、ご連絡ください。

3. 保護者の方へのお願い

- (1) 毎朝の健康状態について、[Googleフォーム](#)への入力を改めてお願いいたします。
- (2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、自宅で休養することが重要であり、無理をしての登校はお控えください(この場合は出席停止になりません)。
- (3) 登校後、発熱・体調不良により短時間での回復が見込まれず、ご家庭での休養・経過観察(早退)が適切と判断した際は、保護者の方に連絡いたします。

4. その他

お子様に基礎疾患等がある場合や、同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいらっしゃる等、登校に際して不安や心配のある場合は、学校までご相談ください(その際、主治医の見解等をお聞きする場合がございます)。

〈問い合わせ〉

多摩市立和田中学校
副校長 栗原 辰朗
養護教諭 山城 綾子
電話 042-371-4531